

国土交通省説明資料

スマート水道メーターについて

令和7年2月7日

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

1. 水道事業の現状

- 水道事業は、原則として市町村が経営。水道事業者の規模は、大小様々。
- 水道事業は、人口減少に伴う料金収入減、職員の減少、耐震化の遅れ、水道施設の老朽化など、様々な課題に直面。
- 水道は国民生活に不可欠なインフラであり、持続可能で強靱な水道システムを構築していく必要。

種類別事業数(R5.3.31時点)

上水道事業※1	簡易水道事業※2
1,299	2,376

出典：令和4年度水道統計

- ※1 上水道事業：給水人口が5,000人超えの水道事業
- ※2 簡易水道事業：給水人口が5,000人以下の水道事業

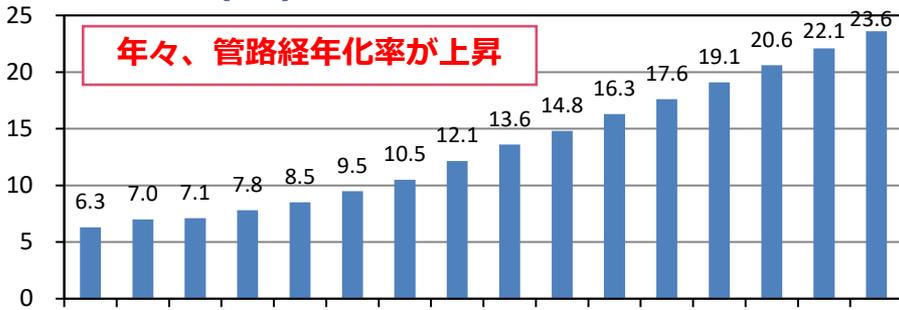
耐震化率、管路経年化率

○耐震化率は、浄水施設で約43%、送水管で約47%、重要施設に接続する水道管路で約39%(令和5年度末)

○管路経年化率※は23.6%まで上昇(令和4年度)

※管路経年化率 = 法定耐用年数を超えた管路延長 / 管路総延長 × 100

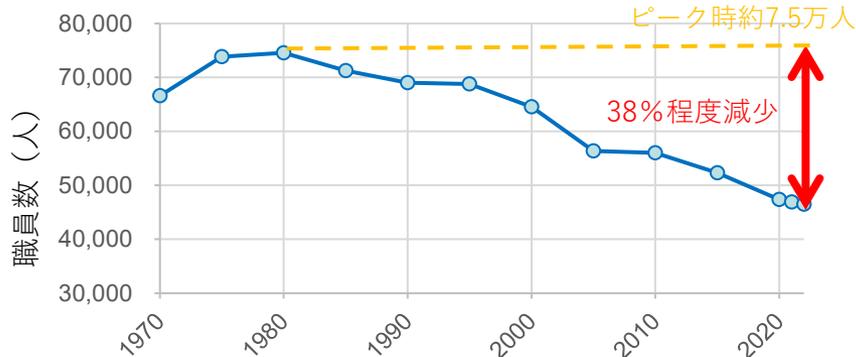
管路経年化率 (%)



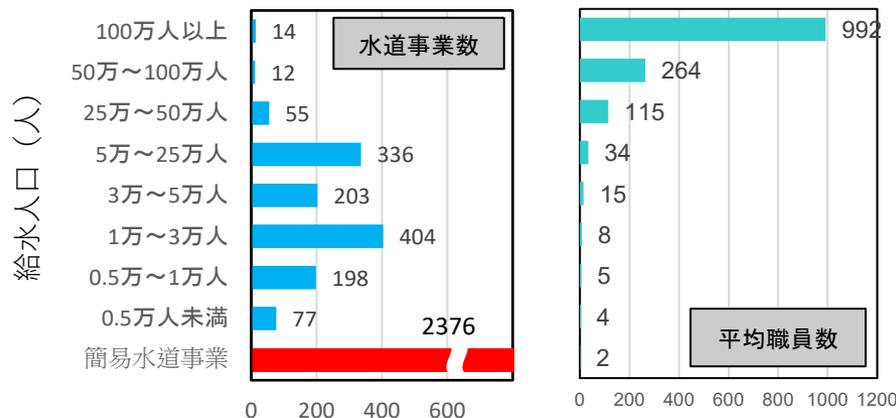
(出典) 令和4年度水道統計を基に算出

職員数の推移

水道事業における職員数の推移(令和4年度)



給水人口別の水道事業数と平均職員数(令和4年度)



出典：令和4年度水道統計、令和4年度簡易水道統計 ※嘱託職員を除く

2. スマート水道メーターの導入促進

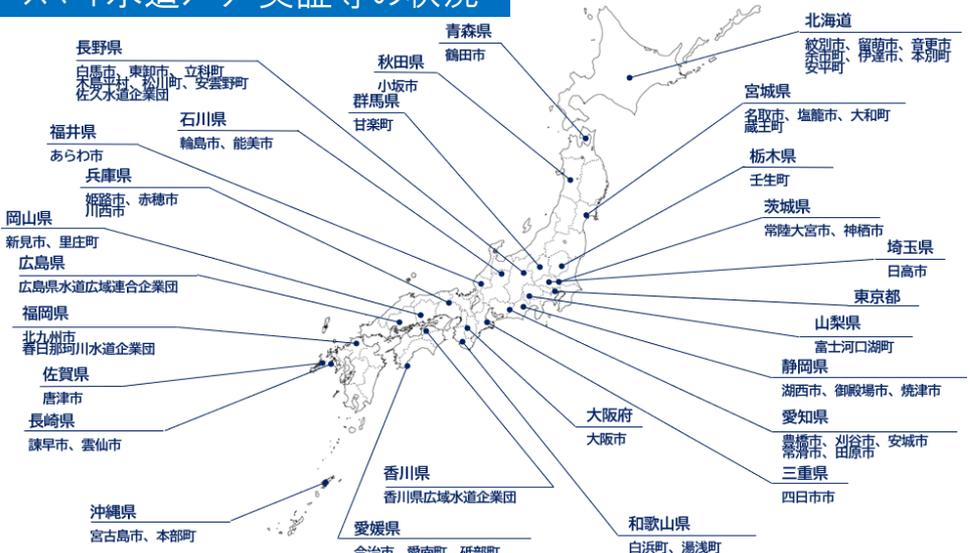
- デジタル技術を活用し、メンテナンス効率を向上させる「水道DX」の推進が重要。
- スマート水道メーターは、水道料金の検針業務の効率化、漏水箇所の早期発見、施設規模の最適化、データの見える化等、水道管理にとって様々な効果が期待。
- 一方、スマート水道メーターの導入は、コスト等の課題から、59事業体、約3.3万台（普及率※0.06%）にとどまる（令和4年度末現在）。 ※普及率＝導入戸数／全国の給水世帯数×100
- 国土交通省では、水道事業者によるスマート水道メーター活用に係る実証事業をモデル事業として財政支援。優良な事例や成果をPRすることで全国的な横展開を目指している。

スマート水道メーターの導入で想定される効果



- ・検針業務の効率化
- ・漏水箇所の早期発見
- ・施設規模の最適化 等

スマート水道メーター-実証等の状況



東京都の取組

- ・検針業務の効率化（自動化）
- ・お客さまサービスのデジタル化（ペーパーレス化）
- ・過去の使用水量を日別、時間別にグラフ等に表示（見える化）
- ・漏水などの異常な水使用があった場合にお知らせ（見守り）



輪島市の取組

- ・検針員不足に備えた業務の効率化（自動化）
- ・寒波時の漏水箇所の早期発見や断水の未然防止（災害対応）
- ・住民ニーズに応じたデータ活用（見える化）（見守り）
- ・電気・ガス等事業の連携を期待（料金関係業務の効率化）



3. 水道情報の利活用

- 水道事業者が有する水道メーター等の情報を、水道行政以外の分野に活用する事例としては、
 - ①平成30年に、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく、空家担当部局への協力を求める事務連絡
 - ②令和3年、改正社会福祉法の施行に伴う、重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築等に関する通知を、水道事業者に発出し周知している。
- スマート水道メーターを導入している自治体では、メーターで得られる水道使用量を活用し、見守りサービス、災害等における漏水の早期発見等の実証を行っている。

①「空家に関する情報共有について」

(平成30年3月30日厚生労働省 水道課・国土交通省住宅総合整備課事務連絡)

・水道事業者に対して、空家特措法の規定に基づき、空家担当部局から使用水量等の情報の提供を求めた場合は、必要な協力を行うように周知。

(参考)空家等対策の推進に関する特別措置法

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 略

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

②「重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築等について」

(令和3年3月29日厚生労働省水道課長通知)※民生主管部局宛には、厚生労働省地域福祉課長が連携について通知

・令和2年に社会福祉法が改正され、市町村における地域住民の支援を関係機関が一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設された。

・水道事業者においても、市町村の福祉部局や民間団体等の関係機関と協力し、支援に必要な情報の共有を行うよう周知するとともに、社会福祉法に規定する支援会議における個人情報の授受等について周知。

4. 国土交通省の考え方と今後の取組

国土交通省の考え方

- 持続可能で強靱な水道システムを構築するため、スマート水道メーターの導入を促進。
- 水道法には、水道データを水道事業の目的以外の目的のために利用・提供することを制限する規定はない(電気事業法とは異なる)。
- 水道事業者とスマート水道メーター情報の利活用者の協議の下、個人情報保護法に従い、自治体の創意工夫と民間イノベーションを活用し、社会的課題解決等のため水道情報が利活用されることは望ましい。

今後の取組

- スマート水道メーターの先駆者である^{こさいし}湖西市には、水道情報の利活用について一層革新的な取組を期待。湖西市^{こさいし}の取組をこれまで支援してきた国土交通省としても、技術的助言等でサポート。
- スマート水道メーターを先行的に導入している水道事業者に対して水道情報の利活用に係る実態調査を実施し、好事例や今後の動向について把握・整理。
- 情報の利活用を含むスマート水道メーターの導入推進方策について、国交省の有識者会議において検討。
- これらの取組を通じ、スマート水道メーターの導入と水道情報の利活用について、全国の水道事業者に働きかけ・支援。